

地方行政委員會議録 第十七号

昭和三十一年三月五日(月曜日)

午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君

理事 中井徳次郎君

唐澤 俊樹君 木崎 茂男君

額綱 彌三君 櫻内 義雄君

渡海元三郎君 堀内 一雄君

森 清治 山崎 操君

山中 貞則君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 西村 彰一君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席府政委員 後藤 博君

總理府事務官 自 治庁財政部長

總理府事務官 自 治庁事務部長

委員外の出席者 奥野 誠亮君

専門員 円地与四松君

三月二日

委員櫻内義雄君及び林唯義君辭任につき、その補欠として佐伯宗義君及び山崎巖君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐伯宗義君、渡海元三郎君、徳田與吉郎君及び山中貞則君辭任につき、その補欠として櫻内義雄君、保利茂君、川島正次郎君及び高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員川島正次郎君、高木松吉君及び

保利茂君辭任につき、その補欠として徳田與吉郎君、山中貞則君及び渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

私鉄に対する事業税改正に関する請願(永山忠則君紹介)(第一〇二二号)

同(小林郁君紹介)(第一〇二三号)

同(植村武一君紹介)(第一〇七二号)

同(大野市郎君紹介)(第一〇九九号)

同(地方自治法の改正に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一〇二六号)

同(公衆浴場業に対する固定資産税軽減に関する請願(永田亮一君紹介)(第一〇六九号)

同(公衆浴場業に対する事業税軽減に関する請願(永田亮一君紹介)(第一〇七〇号)

同(軽油引取税の設定反対に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第一〇〇〇号)

同(江崎眞澄君紹介)(第一〇〇〇号)

同(市町村公平委員会の存続に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目四番地全国公平委員会連合会長當場順治外十一名)(第二一二号)

同(奈良市役所内奈良市公平委員会委員長小田成就外一名)(第二三三三号)

同(公民館建設事業費の起債認可に関する陳情書(福岡県議会議長小林喜利)

(第二一八号)

木材引取税撤廃に関する陳情書(岐阜市楠木町岐阜県木材協同組合連合会理事長平野増吉)(第二三〇号)

消防功勞者報償費を公務災害補償費に切換への陳情書(名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県消防協会長桑原幹根)(第二四七号)

同(軽油引取税の設定反対に関する陳情書(神戸商工会議所会頭岡崎真一)(第二二七号)

同(地方公務員の停年制法制化に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

同(町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長長浦口淳一)(第二七〇号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○大矢委員長 これより會議を開きます。

○大矢委員長 小委員補欠選任についてお諮りいたします。すなわち地方税法等改正に関する小委員でありました徳田與吉郎君及び渡海元三郎君が、それぞれ三日に委員を辭任されました結果、小委員が欠員になっております。この補欠選任を行わなければなりません。この補欠選任は先例に従って委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○大矢委員長 御異議がなければ、委員長より徳田與吉郎君及び渡海元三郎君を小委員に御指名いたします。

○大矢委員長 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所

在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。北山君。

○北山委員 それでは地方税法についてお伺いをいたします。それはこの前奥野さんにもお願いしておきました。この土台になる山林原野の面積に非常に異同があるわけで、昭和二十五年からずっと見ますと、逆に相当に減っております。山林と原野を通じて

て、昭和二十五年と三十一年度を比べてみると、百七十万町歩ばかり減っております。これは保安林等が課税の対象から除外されたという理由によるのであろうか、その間の關係をお調べになったと思っております。一つお伺いしたいのです。昭和二十五年に山林の面積は八百四十三万町歩で、三十一年度には七百四十四万町歩になって

いる。原野の方は昭和二十五年の百七十一万町歩が百四十六万町歩というように相当に減っております。これはどういふふうな理由によるのか、それを御説明願いたい。

○奥野政府委員 資料が政府委員室に停滯しておったようでありまして、今お配りしております。御指摘のように、山林につきましては保安林編入を強方に押し進めておりますので、その土地地積調の備考の3に書いてありますように、二十六年の一月一日から二十七年の三月三十一日までの間に、おき

ますだけでも、二百九十五万一千二百七十反ですかの保安林の面積の増加を来たしておるわけであります。

○北山委員 そうじゃないかとは思いました。ところが昭和二十五年度は国税庁調べを基準にしているようであります。その後は市町村等の實際の調査を集計したものだ、かように考えますが、しかしました林野庁等の統計を見ますと、山林原野の私有林關係が山林に

おいては千二百萬町歩以上あります。これと比べますと、固定資産税の対象になるものは、昭和三十一年度で七百

四万町歩というように、その間開きが五万町歩くらいあるわけなんです。寺社等有が多少ありまして、そういうものを控除してみても、いわゆる林業の統計等の数字と固定資産税の対象になる山林原野の面積とは相当食い違いがあるのですが、これはどういう原因でしょうか。

○奥野政府委員 今お話にもございましたように、固定資産税の地積調べの方は、固定資産税の課税対象になります。市町村から出て参りました概要調査、これを集計しておるわけでありまして、従いまして国有林野も入っておりませんし、また神社有で課税されていない部分ももちろん入っていないわけでございます。従って若干の食い違いは出てくるのじゃないかと思っております。なお毎年の面積を、もう一べん北山さんの御指摘から調べて直しますと、県の部分につきまして単位を取り違えておたりしたような誤謬も若干あつたようでございます。そのことは別に非常に誤謬を来した部類に入らないかもしませんが、そういう結果もございまして、もう一べん概要調査による集計を整理するのに非常にいい機会であると考えております。

○北山委員 食い違いが多少あるにしても非常に大きいわけですね。山林というものは国有、公有林を全部合せれば二千二百万町歩以上になるでしょうが、そのうち国有を引き公有を引いても私有林は千二百万町歩くらいある。国有が七百四十六万町歩、公有が三百万町歩、私有が千二百二十五万町歩あるわけなんです。このうち杜寺等有が十五万町歩ありますから、保安林等をとりまして固定資産税の対象になる

七百四十万町歩とはあまりにも大きい開きがある。これはどちらが一体実際に近いのか、どっちが統計として信頼が置けるのか、はなはだ迷わざるを得ないんですが、どっちが一体正しいんでしょうか。

○奥野政府委員 今お話いたしましたように、市町村から出て参りました概要調査を集計したのでありますけれども、御指摘の数字もあつたようでございまして、どの点が食い違いのものになつて居るか、保安林であるのか、あるいは杜寺有林、あるいは公有林であるのか、そういうことをいろいろ調査させていたでございます。

○北山委員 その点はよく調べていたいただきたいのです。というのは、現在耕地それから山林原野、こういうものの面積が、どれが一体正しいものであるか、まだほんとうの調査ができておらない。私どもの考えるところでは、固定資産税というのはいくら台帳によってとり得る数字としては、実際に近い一般的な統計ではなからうか、こういうふうに思う。ところがまた農林省が統計調査部でもってやっておる林業統計、これの数字も別にあるわけなんです。この食い違いが今申し上げたように、私有山林原野において一方は千三百四十九万町歩、これは昭和二十六年の農林省の調査です。ところが固定資産税の方は、昭和三十一年度で八百六十六万町歩というように膨大な開きがあるという事は、考えようによれば、固定資産税の方は台帳面だけでこれを集計して、林業統計の方は、実測といひますか、多少そういうものも入つているかもしれない。いわゆるなわ延びと称するものが、多少は反

映しているのじゃないか、こういうふうにも考えられるのです。そういういたしますという、一般に伝えられておるように、田畑においても一五〇くらいはなわ延びがあるといわれておりますが、山林原野においては、その開きが非常に大きいので、ころによつては四倍も五倍も違う、こういうわけであるわけであります。従つて課税の対象として捕捉されておらない、また大きく国民経済政策といひますか、開発政策から考えてみましても、山林原野の面積の実態が捕捉されておらないという事は重大な問題であります。従つてわれわれとしては固定資産税の統計といふものを一応見たいのですが、今お話申上げたように非常な開きがあるという事では、ここに何らかの対策を講じなければならぬのじゃないか、こういうふうにも考えられるわけです。

それと同時に山林所得という問題ですが、固定資産税の対象としての山林は、一反歩当たりしか千三百円くらい平均評価になって居ますが、それが立木を考慮した方がいかにどうか、また個々の団体が実際の評価をするに當つて、立木があるとなつて、評価の違ひがあるだろうと思つて居ますが、そういう基準はどうなつておるかというふうなことも関連してくるわけなんです。それから、固定資産税の対象としての山林の評価といふことについて、ここに奥野さんの御見解を承わつておきたい。

○奥野政府委員 前段の問題は、林業統計の数字だらうと思ひますが、それはよく比較し、調査した上でお答えをいたしたいと思ひます。

第二の山林の評価の問題でございますが、これもお話のように、林地の評価だけを考へておるわけではありまして、立木の評価はとらなないこととしております。林地の評価に当りましては、松に適用した林地であるとか、杉に適用した林地であるとかいうことによつても評定上の差をつけたり、あるいはそれが地勢とか交通の点から考へて、どういふところにあるかといふふうなことから評定上の差をつけましたり、いろいろなことから総合的に判断をして決定をして居るわけでございます。

ただ立木を評価の中に算入して参るようにはいたしません。伐採いたしません限りは、山林の評価が年々増加していくか、こういうことになるのではなからうかと存じます。そういうことは山林を育成していく見地から考へて参りますと、だんだんと負担が重なるばかりで持ちこたえられないといふふうな問題にもなつたりするわけでありまして、これはやはり林地だけを評価することにしまして、立木の方は伐採した場合に、現行制度でいきますと、木材引取り税が課されるようになっておるわけでありまして、そういう形において運営していった方が山林の実態に合うのじゃないかといふ考へを持って居るわけでございます。

○北山委員 そうすると、実際に市町村が固定資産の山林の評価をする場合には、立木があるとかないとかそういうことによつて評価を変えておりましたら。

○奥野政府委員 その林地がどういふ樹種に適用しておるかということでは、立木を見ることはございまして、うけれども、立木の現況がどうなつておるから

評価を上げたり下げたりするということとはございませぬ。

○北山委員 山林所有者については、どうも私もいろいろ疑問な点があるのです。たとえば所得税についても、山林所得についてはたしか十五万円くらい控除があるわけですね。一応管理費としていろいろな経費を差し引いた上に、山林所得控除というのが十五万円あるわけですね。それから事業税はかかっておらぬ、しかも固定資産税については、その上に立木という財産は課税の対象になつておらぬ、こういうふうな恩典といへば恩典を受けておる。これは一応の意味があるようにも考えますけれども、これについて一貫した何か方針があるかどうか。固定資産税についてもそういう考へが扱われておるかどうか、この点をお伺ひしておきます。

○奥野政府委員 御承知のように山林所得の中で、継続して山林を育成しているような人たちにつきましては、所得税の面につきましても五分五厘の方式がとられておりました。伐採をしたから所得が非常にふえた、従つて高率な累進課税を受けるといふことは避けようにして居るわけでありまして、これは山林の特殊な性格からできる限り伐採適期までこれを持ち続けていかなければならないといふふうな国土保安の見地も多分に加わつて居るだろうと私も考へて居るわけでありまして、これはシャウプ税制の際に、特殊な制度が一べん廃止になつたことがあつた。それは国情に合わないといふことで、またその後今のような制度に徐々に復活されて参つたと考へて居ります。

林地に対する固定資産税の昔の制度

は地租でありますけれども、地租につ
きまして土地の賃借価格が課税標準
になっておたわけでありましたが、賃
借価格はやはり林地の賃借価格であ
りまして、立木が当然その中には入っ
てこないわけでありまして、今の固定資産
税も昔の地租の場合と同じような方針
をとって参つておるわけであり
ます。

木材引取税は戦後に法定されたわけ
でありますけれども、これも明治の初
年から地方において特に行われて参
つたわけでありまして、これも雑種税と
して県で課税しておた時代もあつた
わけでありまして、大體において
すつと一貫して同じような方向をた
どつてきておるのじゃないかと存じて
おります。

○北山委員 そこで山を守るとい
ますか、山林を守るという政策がその底
を流れておるといふその点は一応わか
らないわけじゃないのですが、実際に
植林をして自分が管理をして山を育て
ていくような地主であれば、そういう
ことも考えられるのですが、しかしだ
から山を買つた者についてもやはり同
じような取扱ひを受けるということ
は、何か山林の立木、いわゆる木とい
う相当莫大な財産については、課税の
対象外に置かれておるといふ点につ
いて、どうも納得のいかないものを感
ずるわけですね。この際伺つておきたい
のは、木材引取税というのがあるとい
う問題になっておるのですが、これは従来
の立木伐採税というものが転化した
ものかというふうな聞いておるわけ
ですが、なぜ立木伐採税が悪くて木材引
取税に変わったのか、その間の事情を承
わつておきたい。

○奥野政府委員 お話のように、今の
木材引取税になります前には、立木伐
採税でありましたりあるいは木材移出
税でありましたり、いろいろな形を
とつておたわけでありまして、立木と
いうことになって参ります。薪炭原
木を伐採した場合におきまして、や
はり課税の対象になるわけございま
す。薪炭原木のようなものを課税の対
象にするのはいかなるものであろう
か、こういう考え方が持たれるわけ
ございまして、そういう意味で素材の
引き取りだけ、従つて薪炭原木の伐採
は課税からはずす、そういうことで現
在の木材引取税ができておるわけであ
ります。

それともう一つは、木材引取税を作
りましたときには、価格統制が全体に
強行されておた時代でありまして、
そういう関係から引取者が負担を
する。従つてまた統制価格プラス
この税、こういう形において運営して
いこうということになつたわけであり
まして、もとより立法者が転化を意図
いたしましたも、経済状況のいかに
よりました逆転する場合もいろいろあ
るわけございまして。しかし原則的に
は、木材を買ひ受けていく人間が木材
引取税も費用として一緒に負担をして
いくというのが合理的な姿じゃない
か。特に山林育成の問題もございま
す。そういう姿の方が好ましいので
はないかというふうなことで、現在の
姿をとつておるわけございまして。

す。それで引取税にしてしまえば、そ
れは流通面においての木材業者が負担
をするというふうな形になる。現在山
元で——私も詳しい事情は知りませ
んが、木材業者あるいは薪炭業者とい
うものは非常に苦しくて、むしろ原木が
高いということが非常な問題になつて
おるようですね。ですから山の所有者
が、いわば非常に有利な立場に立つて
おるといふような事態が一般的にある
のではないか、こういうふうな考えら
れるので、そういう事態になつてきた
ならば、やはり税金の負担者というも
のは、山の所有者、木の所有者が切る
ときに自分で負担をするというふうな
変えた方がむしろ事態に適するんじや
ないか、こういうふうな思ふのです
か。

○奥野政府委員 先ほど申し上げま
したことに、さらに今の御質問に對しま
すお答えを加えたいと思ふのです
が、立木を伐採したとしても、直ち
にそれで税金を負担する力が生ずるわ
けじゃないに、むしろ売買が行われ、
金を受け取つて、立木の所有者が負担
し得る方ができるようにするのはな
いか、こういうことも考えられるわ
けであります。木材引取税の場合には
買受人への転化を予想しておるわけ
ありますけれども、いづれが負担する
にいたしましても、売買が行われて初
めて負担する力を持つことになるので
はないか、この思ふわけであります。

○北山委員 これは見解の相違かもし
れませんが、伐採の方にかけるとい
うことは、それは自家用に使う場合もあ
るかもしれないが、そういう範圍ま
で課税の対象としてもいいのじゃない
か。ことに山林の保護という面から見
れば、木を切るということに課税をす
るといふ方が、山林の育成という政策
からすれば、いいのじゃないかと思
われるので、なお薪炭林についてもや
りある程度にはかけても差つかえな
いという考え方も生まれると思ふので
す。そうでないと、やはり山林県など
においては、府県内における県民の所
得というものは、そういう面からの部
分が相当大きいという場合に、これを
課税の対象にすることによつて収入を
上げ得るといふように、県内なら県内
の産業から平均して課税するといふ点
からして、むしろその方が妥当ではな
いか、こういうふうにも考えられます
から、この点は、もしも木材引取税は
不適当だといふのでやめるとするなら
ば、やはり立木伐採税というものは考
慮してもいいのじゃないか、この点御
研究を願ひたいと思ひます。

です。何としても住民税の第一方式、
第二方式、特にそのただし書きとい
ふ二つの方式の間に、住民は住んでい
る市町村の区別によつて税金が倍も違
うといふことでは、どうしても納得が
できないのじゃないか。東京に住んで
れば千円で済むものが、地方へ行くと
二千元も住民税をとられるというや
うなことは、これはあまりに食い違い
が多過ぎるといふ問題があると私は思
ふのです。それと同時に、なぜそうい
うことになつたかといふことをこの前
考人にお伺ひしましたら、荻田さんは、
それは地方財政計画の立て方が悪い
んだ、そこに原因があるのだ、こうい
うお話だったので、今年の三十一年度
の地方財政の計画においても、第二方
式による超過見積りを相当に見ている
と思ふんですが、昭和三十一年度の第
二方式ただし書き等をとることによる
超過見積りは、どのくらいになるの
あるか、これを一つ伺つておきたい。

○奥野政府委員 ちょうど九十三億
円だけ、第一方式による場合だけの収入
よりもよけい計算に入れておるとい
ふことになっております。

○北山委員 これはいろいろな資料に
よると、二十六年からずっと連算し
てみますと、昨年までで四百六十六億
円、今年の九十三億を加えると五百五
十億ばかりですね、そういうものが財
政計画上よけいに見込んでおる。その
結果として地方団体は第二方式のた
だし書きをとらざるを得ないやうにな
つて、その分だけ増税になつておる、こ
ういふことになつておると思ふん
が、この点はお認めになるのかどう
か。これは財政部長の方にお伺ひし
たい。

○奥野政府委員 一応私から先にお答えをさせていただきます。財政計画上の問題としては、地方財源をどこまで見ていくか、従ってまた地方歳出もどこまで算入していくか並行した問題だろろうと思っております。歳入だけ非常には削減しておきまして、歳入だけ非常に大きなものを見ていく、こういうことはできるだけ避けなければならぬ地方財政計画策定上の問題以外に、やはり現在の日本の国民の負担力から考えた場合に、地方財政需要がちょうど合致しているかどうかというふうな問題も出てくるのではないだろうかと思っております。今のままにして参りますならば、地方財源をさらに大幅にふやしていくなければ、こういう問題はなかなか解決しないのではないだろうかというふうな感じも持つのでありまして、民主主義の浸透とともに、国民のあれもこれもやってもらいたいという考え方が非常に強く出て参るのではないかと。ことに弱小の町村であります。今まで施設が十分ではございませんので、それだけにまた施設充実の要望も非常に強く出て参るのではないだろうかというふうな思っております。従いまして、またそういう施設を押しやるのが、北山さんが御指摘になりますように、とにかく租税負担の面では二倍も三倍も違いが起らないように注意制限を加えるが、注意制限を加えた結果はなかなか一挙に施設を充実させるような方向にいかないのではないかと。そういうふうにも考えられるわけでありまして、そういう政策の問題から見てくるのではないかと、こういう感じを持っていただいております。非常に

重要な問題でありまして、どの程度の差があってもやむを得ないのでないかというところは、今後なお深く検討していかねばならない点だろろうと思っております。地方財源のふえることとは理想でありますけれども、反対に国民の租税負担も一緒に考えていかなければなりませんので、どういうような方向でこの問題を解決していったらいいだろうかということ、慎重に検討しなければならぬと思っております。

○後藤政府委員 お話の通り、オブション・ツリーないしスリーの増収額を財政計画の歳入に入れるということにつきましましては、いろいろ議論があるところでありまして、しかし、これは歳出との関連の問題もありません。従って、交付税の配分方式につきましましては、別途な考え方を現在までしているわけでありまして、歳入の中に入れていくのがいいか、それともその分だけ財政需要を落していかかという問題もありません。現在までずっとそういう方式をとっておりますので、これも入れたわけでありまして、落とすすればやはり財政需要の方もある程度考えていかなければならない、こういう問題があります。しかし、それがそういう形にしておるか、オブション・ツリー、スリーに移っていくということには、私はなっていないと思っております。これは各市町村の租税負担の均衡の問題等もやはり重大な問題でありますし、また市町村の特殊財政需要をまかなうために、一種の増収形式としていくというふうな場合もありません。従って、財政計画から

つじつまを合わせるのですが、萩田さんから、第一方式、第二方式というようにたくさん方式があること自体は別段問題ではない、問題は、地方財政計画においてよけい取るような方式を採用せざるを得ないような財政計画だから、そうやっていくのだというふうな公述がこの前あったのです。それも一面においてあると思っております。それと同時に、歳出の面、あるいはいろいろな行政サービスの需要というふうなことからして、特別に地方市町村等でよけい増収をしなければならぬ、こういうふうに言われるのです。けれども、実際東京に住んでおる人たちに対する行政サービスと、地方の貧弱町村のサービスと一体どっちが高いか。町村の方は住民税も倍だからやはりそれだけ余分にもっとよい住民福祉のための行政をやっているならまだよいと言いうこともできるのですが、しかし、何と考えても、東京の人より地方の住民が地方自治体から恩恵をよけい受けている、こういうふうには考えられぬ。むしろ財源不足を補うためにやむを得ず行政サービスを引き上げるという積極的な意味でなくして、足りない分を補うためにやむを得ずオブション・ツリーのただし書きをとるといふようなことになるのではないですか。それが現実であるということになればやはり考え直さなければならぬと思っております。

市の方がやらないというのは、大都市にはまだ特殊な事情があります。これは技術的に非常に困難であるという点からやはり大都市がこれを見て、事情もあるのではないかと。従って、大都市はやらぬので市町村だけやっておる。小さい町村だけやっておるという事は財源不足の問題でない、私にはかように考えているのであります。○中井委員 途中で前に戻りますが、今北山さんから木材引取税のお尋ねがあったのでありますが、これについてちよつと大臣にお伺いします。木材引取税については、いふん反対の運動があるようではあります。これについて大臣はどういうふうにお考えでありますか。それとも一つ、木材引取税と申すのは果して公平に取られておるかどうか、そういうことについてお聞かせ願いたい。○太田国務大臣 第一の木材引取税を置くかどうかという問題は、その地方の財源として今まで相当な部分見込まれておりましたので、ことに山間地帯においては大きな問題になっておりません。そういう面からも今ここでやめるという事は私にはできないと思っております。公平、不公平の問題は、私よく取り方のことについてはまだ承知をしておりませんが、奥野君からお答え申し上げました。○中井委員 山間地帯にとって非常に重要な税金であることはよくわかるので、すけれども、この引取税を廃止しようという最も大きな原因は、いずれにしても、金額の絶対額が日本全国合せて二十億程度のものであるという事、それから取り方が結果としてどうもはなはだ不公平になつてい

る。地区により非常にまちまちでありまして、業者も木材を売る方の側も引取税については何かすっきりしないものがあることが一番の原因でなからうかと思っております。それで、先ほどか野さんに伺って、自治庁の当局におかれましては、日本全国の一年間の木材伐採の総量とか、その燃料に使う部面がどれくらいあるか、あるいは自己で使用するものがどれくらいあるか、売買に当るものがどれくらいあるか、こういうものの御調査ができておられますか、それをちよつと伺いたい。おりましたら一つ資料として出していただきたいと思います。その点伺っておきます。

○奥野政府委員 年間の生産見込み石数は一億八千九百四十五万五千石、こういうふうに見ております。そのうちで課税の対象になります部分が六割ぐらいだろろうということで、六千五百三十三万七千石ということになっております。○中井委員 そういう程度の調査では私ははなはだずさんだと思つて、これはもつと厳格にやってもらつて、すぐわかると思つて、私は木材引取税についてはいろいろ議論があると思つて、税というものは基本的に公平でないといけません。今の二十億ばかりの収入のうちで、それではもう一つお尋ねするが、国有林払い下げによつてはね返ってきますところの木材引取税と一般の民有林の比率、これを一つ御調査をいただきたい。そうして一年の伐採量の中で国有林がどれくらい、民有林がどれくらい、この比率をお出しただけで、これは決算をお調べになつ

て、見込みがございせん。過去の決算を一つ御調査をいただきたく思います。そういう点について今の御答弁でなくて、もう少し詳細なものを、税の小委員会なども開かれておられるから、この審議の終りまするまでにぜひお願いしたい。

ここで一つ私見を申し上げておきます。木材の引取税なんというものを置くならばもっと率を下げなさい。下げたつて総量は集まりますよ。それを私は申し上げます。根本的にはやはりさっきの北山君の言ったように伐採の方がいい。奥野氏は何か伐採をしても売らぬのがあるということも言われるが、それはいろいろあります。たとえば春、山の木を切りまします。そのまま木出しをすると非常に重いのですから、半年ばかり木材業者が山にそのままほおっておいて、冬になって枯れてきましたときに、冬にういろいろ技術的なことはありますが、そういうことでごまかされてしまつて、結局いつ売ったか買ったかわからない。村によりましては割当をいたしておるというところがある。私はやはり業者の反対運動には他のねらいもあるかと思ひます。たとえば伐採税をやるのならば反対だ、今のままで残してくれとおそらく言ってくるんじゃないかと思ひますが、問題は不公平になっておる。この事実をもつて調べて、今五割でもけつこうでしよう。国としては助かると思ふ。林野局その他は非常に助かりますが、それが金額が比率が少ければだれでも出しよらぬという問題は、市町村によつては

から、この点はもう少し研究をせむ一つしてもらいたいと思ひます。そういう点について何か、今御研究の段階でどういふふうな考え方をしておられるか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘のように木材引取税の運営についてはいろいろ問題があると思へられます。木材引取税を設けました当時におきましては、いろいろな統制経済のもとにあつたわけでありまして、同時に県におきまして木材検査を行つておつたというふうな事情もございまして、今よりはもつと把握が徹底しておつたんじゃないだろうかと思つておられます。もう一つは価格を課税標準にして参りしつた場合に、一応山元どまりにおける価格というものを考へておられるわけでありまして、この価格の見方が非常に市町村になりましてから、区になつておられます。このような事情から二年ほど前でありましたが、林野庁と打ち合せをいたしまして、一応基準とすべき価格を示したのでありますけれども、この程度の示し方ではまだ不徹底ではないかというふうな考へ方もいたしておられます。同時に御指摘にありましたように、市町村によりましては五割正確に課税しているところもあれば、五割という税率は条例に示しているけれども、評価そのものが非常に低いものになつておるものですか、二、三割しか当つていないといふような団体もあるようでございます。従いまして、この課税の問題につきましては、客体を捕提する問題について一そう工夫をしなければならぬという問題、市町村によつては

森林組合等に仕事をゆだねておるところもあるようでございます。

第二には、評価の点につきまして、あるいは価格によりませんで、容積をとるという問題にもなるかと思ひますが、もう少し詳しいな指導の仕方ができぬものだらうか、こういうところも考へておるわけでありまして、あわせて今御指摘にありましたように税率等の問題につきましても並行して研究はしていかねければならないというふうな思つておられます。今お話のありました資料等につきましては十分調査をして御報告いたしたいと思ひます。

○北山委員 それから税の問題ですが、今度は国有財産なりあるいは公社等の固定資産についても交付金、納付金等がかげられるということになつたのですが、国有財産については交付金分は、たしか収入見積りは十一億ばかりだと思ひます。わずかに十一億だけものを取るに、ずいぶんめんどうくさいことをしなければならぬようですが、しかもその中には従来国有林等でもつて特別な交付金として出ておつたのが、たしか三億くらい含まれていないだらうかと思つておるのでございませう。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していきたいという考へ方を持っておるわけでございます。なお国有林野について課税になる分と課税にならない分の資料でございまして、

うにも思ふのですが、これについての御見解。

それからも一つ、国有財産の交付金の場合に、その財産の中で非課税とある。どういふものが一体対象になるかという内訳を御調査になつておると思ひますので、その資料を一つ出していただきたい。この二点をまずお伺いします。

○奥野政府委員 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案によりまして、平年度で百十億円くらいの収入を予定しておるわけでございます。なお国有資産だけであれば非常に地位の低いものではないかという御指摘でございますが、しかし、たとえば発電施設所在の町村にとりましては莫大な交付金の額になるのではなからうかというふうな思つておられます。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しておるのに、片一方ではそういうものを負担してないということ、国民感情に与えておられます懸念等ということも重視しなければならぬのではないだらうかと思つておるのでございませう。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していきたいという考へ方を持っておるわけでございます。なお国有林野について課税になる分と課税にならない分の資料でございまして、

けです。いろいろ除外されているものもありまして、要するにどういふものが貸付財産としてあるか、そういうこととです。

○奥野政府委員 貸付財産の内容は資料として御指摘のように提出いたしましたと思ひます。

なお先ほど答弁漏れしたのでありますが、国有林野につきましては、現在国有林野所在市町村の交付金を林野局の方から三億二千万円ほど出しておられます。この分は基準財政収入額には算入されません。三億二千万円が四億五千万円にふえるわけでありまして、ふえます一億三千万円の七割の額が、今後基準財政収入額に算入されていくということになつて参るわけでありませう。

○北山委員 時間も経過しておりますから、この際財政計画についてちよつとお伺いしたのですが、この前地方債の計画をちよつとお尋ねしたわけですが、今度地方財政計画が正式に決定になつた、これを拜見いたしますと、一般事業債、災害や義務教育等の関係において昨年に比べまして総額で百七十億減つておる。それから政府資金が減つておるの百七十五億円で、一般単独事業の起債についても昨年の百億が八十五億になつて十五億の減額になつておる、そのうち政府資金の減額は十億であります。あるいは公共事業、単独事業等の事業債において、これは公債、政府資金全部を含めて、百八十五億円減額になつておるわけでありませう。そういういたしますと、この三十一年度の地方財政計画上たしか公共事業等のいろいろな措置によつて地方負担の減額になる分

は五十億と承っておりますのであります。そうすると五十億の負担減が出てくるけれども、これに引き当てる地方債においては百数十億減額になるということによって、むしろ一般財源にいわゆる寄せになっていくのじゃないか、起債が減ればやはりその分だけ一般財源から持ち出しをしなければ所定の計画に当る事業ができないということになって、結局その方面から非常な圧迫を受けるのじゃないか、こういうふうにか考へるのですが、その点についてはどういふお考えで財政計画をお作りになったか、それを承わっておきたい。

○後藤政府委員 おっしゃる通り昨年と比べますと地方負担が百八十五億減っております。地方負担の額は五百六十九億ありますので、一般補助事業の起債につきましては、それを基礎にいたしましてその起債をきめたわけであります。起債を減らして参りますれば、どうしても一般財源の投入が多くなるわけでございます。一般財源の方が昨年よりも豊かになって参りますので、その分だけ地方債を落とす、こういうような財政計画の立て方になっております。地方債を少くしていけば一般財源が多くなつていくのであります。一般から見まして税収も伸びて参りますし、交付税も伸びて参りますので、その関係で一般財源が豊富になって参りますから、地方債は落してよろしい、こういうふうにか考へたのであります。

○北山委員 そうすると大体大ざっぱな計算上五十億公共事業等の関係で地方負担が減るわけですが、それに見合う地方債の方は百八十五億でありますから、百三十五億というものは一般財源から持ち出してその事業の費用に充

てなければならぬ、大体において地方団体としてはそういうことになるのじゃないか、こう思われるのですが、そういういたしますと、本年と昨年と比べていろいろの税の伸びもあり、あるいは交付税もふえたといひますけれども、果して事業面に百数十億円一般財源からそつちに回わし得るかどうか、私は非常にこの点を疑問に思つておるのです。それはできるとお思ひになっておるのですか。

○後藤政府委員 これは起債のときに申し上げようと思つておりましたが、一般補助事業のほかに災害関係が非常に減つて参ります。これは当然に落ちて参るものでございまして、この災害関係で三十億ばかり落ちております。一般補助事業の地方負担の額が昨年よりも減つたといふことは、一般財源が多くなつたために減つたのであります。従つてそれだけ一般財源の投入が多くなつて参ります。そのほか義務教育等につきましても、一般財源が多くなつた関係で少し減らして参ります。それから単独事業あたりも、やはり昨年から見ますれば少し落してもよいのではな

いか、かように考へたのであります。○北山委員 これは實際この財政計画でやつてみると、個々の公共事業等をやる場合に、おそらく一般財源からそれだけの持ち出しができる状態ではないかと思ふ。そうすると従来のような起債充当をやつてくれぬかといふことになれば、これは事業を返上しなければならぬといふような事態になるかと思ふのです。おそらく事業返上といふことを期待してはななければ、こんな財政計画は組めないと思ふのですが、

どうでしょう。というのは税の伸びとか、あるいは交付税の増額というものは、それぞれ別途の消費的経費等の需要に見合つておるのであります。給与費の是正もやつておるのであります。それから公債費も百十何億ふえておる。それから三公社あるいは国有財産に対する交付金、納付金等の百幾らというものは、全部今度は元利償還がふえる公債費の増額分に引き当てられてしまふ。そういうふうなことを考へていくと、どうしてもこの面では、一般財源からこの事業の方に振り向けるという余裕が出てこないのではないか、そういう状態において事業債の起債をどんどんこういふふうにか大幅に切られてしまふと、事業がやれなくなる。やれなくなるが、それが政府の思つておる、こういうことになりはしないかと思ふのです。どうですか。

○後藤政府委員 個々の団体につきましても、全体的なところがあるかもしませんが、全体として税も伸び、交付税も多くなつて参ります関係からいたしまして、やはり地方債は少し落してよろしいといふことに計画的にはなるのであります。個々の団体に参りまして、新しくふえます財政需要と、投資的経費に回す一般財源の量はどういふふうにか考へるか、こういうことになりまして、それは個々の団体の問題でありまして、どちらを主とするかはそれぞれ判断すべきで、そのワクの中で事業をやつていくといふ建前であらうと思ひます。従来通り投資的な事業を計画しながら、一方において消費的経費を増していくといふようなことになれば、そういう結果になります

が、その点は予算を組みます場合に、あらかじめ来年の起債率は本年よりも落ちるといふことを私どもは申してお参りますので、予算編成の際に投資的事業に回しますものと、一般財源の量はそれだけかげんすべきではないか、またそういうふうなことで予算編成をやられておるように聞いております。

○北山委員 すると三十一年度の起債の充当率はどの程度になりますか。どういふふうにか変化いたしますか。

○後藤政府委員 全体から申しまして一割くらいは必ず落ちると心得ておる。一割くらいは必ず落ちると心得ておる。一割くらいは必ず落ちると心得ておる。

○北山委員 それは一割で済みませうか。一般補助事業においても昨年は三百九十二億です。今年には二百六十八億なんです。特に政府資金は昨年は三百八十二億であつたものが、今年には百八十八億といふふうにか、一割どころではない、猛烈な削減なんです。それから義務教育は百一十億が九十五億といふふうにか、非常に大幅な削減をして参りますので、一割くらいの起債充当率の低下ではない。それはもちろん事業を返上するような団体がたくさん出てくれれば、起債充当率はあるいは思つたより下らないかもしれないけれども、それでもしなければ、どうしても一割減どころでないように、計算してみても思ふのですがどうですか。

○後藤政府委員 個々の団体におきます問題といたしましては、私どもは公共事業の起債をつけます場合は、余裕財源の量といふものをだいたひ多く考へてお参ります。従つて余裕財源の量と申しますか、税の二割の額でありまして、そういうものの量によつて起債の

充当率をかえてお参りますので、そういうものが非常に伸びるところは、やはりその税の方でやつてもらいたい。起債の量を落していくといふことは可能なんでありまして、現実の面では、そういうものがないところの問題となりまして、充当率はやはりそう下らない、こういうことになって参ります。しかし一般的に申しまして、大体この計画からいいますと、一割くらいは必ず落して参らう、かようなふうにか考へても、らいたいといふふうにか言つてお参りますので、そう大きなあれはないと思ひます。

○北山委員 この点はまだ相当議論をしなければなりません。次へいまして、もう一点起債について、ことしの地方財政計画上の地方債といふ財源はことしは七百十五億になっており、たしか七十五億ですか、昨年よりも減つたといふことになっておるのです。ところが七百十五億の中には六十億の退職手当債を含めておるのです。これはどうですか。これは妥当でないと思ふのですが、六十億の退職手当といふものを財源として歳入の方に見込んでおるといふのは正しいことですか。

○後藤政府委員 退職手当債をあげるか、あげないか、これは政策の問題もからんで参りますが、私どもはやはり財源として考へて間違いない、かように考へてお参ります。昨年三十年度は御承知の通り六十億のうち三十億分だけを財政計画の中に入れてお参ります。三十億分だけを外に出しまして、再建債的な取り扱ひをしたのであります。昭和三十一年度はこれを全額財源的な考へ方の中に入れておるのであります。これは私は財源的な考へ方をして

間違っておるとは考えておりません。
○北山委員 それならば、財政需要の方にもやはり六十億まるまるでなくとも、幾らか置かなければ私は理屈が合わぬと思いますが、どうですか。

○後藤政府委員 退職金の財政需要というものがやはり需要の方にはあるのではありません。従ってそれに見合うところの退職者を出しておるのであります。

○北山委員 需要の方にはどこに幾ら計上してあるのですか。

○後藤政府委員 この前申しましたように、給与費の中に入れておきます。三十億分は、これは毎年財政計画上落しておきます。それから三十億分につきましては、はつきり九千人の減員の計画の上に出しておるものであります。一緒にして給与費の中に入れておきますので表に出ておりませんが、内容的には入っているわけでありませぬ。

○北山委員 それは給与と同額というような考え方で入っておるのではないですか。それとも今のような御説明であれば、その内訳を詳しくいたさなければならぬと思うのです。今までの説明であれば、給与費として載っておいて、そうしてもしも退職をすればそれだけはやはり給与費が減るからして、そこで退職手当の方はそれで帳消しになると思う。大体においてそういうような組み方をしているのだというようなふうには私は受け取っておるのです。ところが、このように財源の方に退職手当を六十億入れますと、六十億分だけは必ず計画上首を切る。だから、退職手当の需要というものはつきりと載ってなければならぬはずで

す。これが年度の初めにきちんと六十億分の首が切れてもまだ足が出るのじゃないかと思う。要するに、一人当りの一年間の給与額の総額の平均単価、これと平均の退職手当の分の差額だけはどうしても足を出すのではなにか。しかも年度の初めにおいて一斉に六十億分の首を切るわけにもいかぬでしょうから、そうしなければなおさらのことなんです。だから、普通の給与額で置きかえる、退職手当の需要に置きかえるというふうには、どうしても歳出の面ではいかぬのじゃないかと思ふ。そうすると、一体給与費の中にどういうふうに分けておられるのか、これを示していただかぬと、私の疑問も当然だと思ふので、六十億に見合う退職手当の財政需要の方の歳出の方ですね、これを数字的に一つ資料でもいいですが、今度出してわかるように説明していただかなければちよつと困ると思うのです。そうではないと、六十億の退職手当を財源の中に見込むということは納得ができません。この点を一つお願いをいたしておきます。

私きょうはこれで終ります。

○永田委員 今地方債計画の話があったのでちよつとお尋ねいたします。今いただいたプリントだと、災害復旧事業百二十億と出ておりますが、これは補助災害と単独災害とが含んでおるわけですか。

○後藤政府委員 その通りです。過年度です。――過年度の補助と単独災害です。

○永田委員 その過年度の補助災害と単独災害の内訳はわかりませんか。

○後藤政府委員 大体の予定を現在つ

けておりますが、過年度災が六十億、それから現年度の予備費が三十七億、単独災が三十億入っております。

○永田委員 予備費が入っておりますか。現年度災害予備費が三十七億です。わかりました。

それからもう一つ関連してお尋ねしておきますが、これは僕よくわからないのですけれども、再建債を、去年もそうだったけれども、百五十億ワク外にしてある。ことしもワク外にしてある。これはどういうわけですか。応募するときにどういうわけワク外にしなければならぬのですか。

○後藤政府委員 ワクの中に入れるか、外に出すかという問題があるのでありますが、これは昨年度に出しましたのは、ほんとうの起債ではないじゃないかという議論がありますが、従来一時借入金で借りておるものを長期に直すのであります。従って新しく起債するのでなくて、短期のやつを長期に直す、こういう意味で、本来のものはちよつと性格が違うのであります。そういう意味で出したのであります。

本年度の分もやはりそういうものがありますので、一応ワクの中へ入れないで、外に出してあります。

○大矢委員長 それでは時間もちよつど一時でありますから、本日はこの程度にして、次回は公報をもってお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十八分散会

昭和三十一年三月七日印刷

昭和三十一年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局